

経営継続補助金に係る確定申告について（農業者（法人）向け）

1 経営継続補助金の交付を受け農業用の固定資産を取得した場合、税制の特例があると聞きましたがどのようなものですか。

（答）

農業用の固定資産の取得等に充てるために経営継続補助金の交付を受け、その経営継続補助金をもってその交付の目的に適合した農業用の固定資産の取得等をした場合には、確定申告書に一定の事項を記載することを条件として、確定通知を受けた事業年度において、経営継続補助金のうち確定決算においてその農業用の固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額の範囲内でその農業用の固定資産の帳簿価額を減額等（圧縮記帳）した金額を損金の額に算入できることとされています（別添1参照）。

この場合において、その事業年度において確定通知を受けているときには、この取扱いの適用を受けた農業用の固定資産の減価償却費の計算等に当たっては、その取得価額は、実際にその農業用の固定資産の取得等のために要した金額から圧縮記帳により損金の額に算入された金額を控除した残額となります。

なお、交付決定通知と確定通知とが事業年度をまたぐ場合には、交付決定通知を受けた事業年度では圧縮記帳による損金算入はできませんが、その事業年度の確定決算においてその経営継続補助金の額の範囲内で特別勘定に経理した金額を損金の額に算入することができます。その場合には、翌事業年度（確定通知を受けた事業年度）において、その特別勘定に経理した金額を取り崩して益金の額に算入するとともに、圧縮記帳した金額を損金の額に算入することができます。

2 経営継続補助金の交付を受け農業用の機械装置等を取得し税制の特例（圧縮記帳）を受けたい場合、どのようにすればいいのですか。

（答）

上記1の税制特例を適用する場合、確定決算において損金経理等を行うとともに、確定申告の際に「国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書（以下「明細書」）の添付が必要です。

3 明細書は税務署まで出向かないと入手できませんか。

（答）

明細書は国税庁のホームページからダウンロードすることが可能です。
具体的には次のアドレスとなります。

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2020/pdf/13\(01\).pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/itiran2020/pdf/13(01).pdf)

4 明細書については、どのように記載しますか。

（答）

明細書の記入例は以下のとおりです。

記入例は、固定資産取得価額 110 万円、固定資産取得に対する補助額 82.5 万円、経営継続補助金の総額が 99 万円の場合としています。

① 国庫補助金等、工事負担金及び賦課金で取得した
固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 2・1・1 法人名 (株)農林ファーム
2・12・31

I 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書												
補助金等の名称	1	経営継続補助金	特別勘定に経理した金額	13							円	
補助金等を交付した者	2	(一社)全国農業者協会 (農林水産省)	繰入限度額 (4)のうち条件付の金額	14								
交付を受けた年月日	3	2・〇・×	繰入限度超過額 (13) - (14)	15								
交付を受けた補助金等の額	4	990,000	当初特別勘定に経理した金額 (13) - (15)	16								
交付を受けた資産の価額	5		同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	17								
帳簿価額の減額等をした場合 (「繰上りの場合又は返還を要しないこととなった場合」)	固定資産の帳簿価額を減額し、又は積立金に経理した金額	6	825,000	繰上りの場合(条件付の場合)の計算 算	返還した金額	18						
	(4)のうち固定資産の取得等に充てた金額	7	825,000		返還を要しないこととなった金額	19						
	同上に係る返還を要しないこととなった日における帳簿価額	8	1,100,000		(18)及び(19)以外の取崩	20						
	固定資産の取得価額等	9	1,100,000		期末特別勘定残額 (16) - (17) - (18) - (19) - (20)	21						
	圧縮限度額の基礎となる金額	10	825,000									
	$(8) \times \frac{(7)}{(9)}$											
	圧縮限度額	11	825,000									
	(5)、(7)若しくは(10)又は(5)、(7)若しくは(10) - 1円											
	圧縮限度超過額	12	0									
	(6) - (11)											

別表十三(一) 令二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

国庫補助金等の総収入金額不算入・固定資産の圧縮額の損金算入の特例 《所得税・法人税》



1. 適用の対象者
農業者

2. 特例の内容

農業者が国、地方公共団体、(独)農畜産業振興機構、日本たばこ産業株式会社等から固定資産の取得又は改良に充てるために国庫補助金等の交付を受け、その国庫補助金等で交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、個人の場合は総収入金額不算入、法人の場合は国庫補助金等の額に相当する金額の範囲内で固定資産の圧縮記帳が認められています。

3. 特例の効果【具体例】

(1)個人(所得税)の場合

農業者Aが500万円の補助金を受領し交付目的となった固定資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は収入として計上しないことができます。

この場合、固定資産の帳簿価額(取得価額)は700万円として記帳し、この700万円から通常の減価償却を行うこととなります。

固定資産の取得費 1,200万円	
↑ 充当	
国庫補助金 500万円	
↓	
収入に計上しない (総収入金額不算入)	固定資産の取得価額 700万円



固定資産(ハード)を取得する経費とその他の(ソフト)経費が合算されて補助される場合の留意事項

この場合、総収入金額不算入の特例が適用となるのは、固定資産(ハード)の取得分についての国庫補助金となります。その他の(ソフト)経費は収入(雑収入)に計上することとなります。

固定資産の取得費 500万円	
↑ 充当 ↓	
国庫補助金 700万円 (ハード500万円ソフト200万円)	
↓ ↓	
ハード500万円 収入に計上しない	ソフト200万円 収入に計上



(2) 法人(法人税)の場合

農業法人Bが500万円の補助金を受領し交付目的となった固定資産を1,200万円で取得した場合、500万円の補助金は益金の額に算入しますが、1,200万円で取得した固定資産について、500万円を限度に帳簿価額を減額し、損金の額に算入することができます。

この場合、固定資産の取得価額は700万円となりますので、この700万円から通常の減価償却を行うこととなります。

(補助金を受けたとき)

現金500万円	国庫補助金収入 500万円
---------	------------------

益金

(資産を取得したとき)

固定資産 1,200万円	現金1,200万円
-----------------	-----------

(圧縮記帳したとき)

固定資産圧縮損 500万円	固定資産 500万円
------------------	---------------

損金

担当部署 農林水産省経営局経営政策課経営税制担当
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)5140
(直通)03-3502-6441